

静岡県告示第645号

在宅医療提供施設整備事業費補助金交付要綱（平成29年静岡県告示第361号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月26日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
別表				別表			
補助の対象			補助率 (額)	補助の対象			補助率 (額)
事業の区分	補助対象 経費	補助基準額		事業の区分	補助対象 経費	補助基準額	
(略)			(略)	(略)			(略)
(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行っていない病床を減じる場合に限る。）	(略)	1か所当たり164,800円×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度とする。	(略)	(2) 在宅医療を実施する病床を有する診療所の施設の整備（病床数を増加させる場合又は業務を行っていない病床を減じる場合に限る。）	(略)	1か所当たり167,800円×整備する面積。ただし、療養環境の整備については64平方メートル、看護職員等の勤務環境の整備については50平方メートルを限度とする。	(略)
(略)			(略)	(略)			(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。